の各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度まで及び昭和 59 年度の各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

α　符号 B の額を第 17 条第 3 項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第 3 の 11(2)の A に定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該財政力係数が 100 以下のときは 1.000 とする。）

八　小学校費　学級数　算式

$$\frac{\begin{array}{l}B + C \times 0.7 + D \times 0.5 + E \times 0.5 + F \times 0.3 + \sum_{n=12}^{令3}(G_n \times H_n) + \sum_{n=15}^{令3}(I_n \times J_n) + \sum_{n=29}^{令3}(K_n \times L_n) + \sum_{n=令3}^{令3}(M_n \times N_n) \\ + \sum_{n=14}^{28}(O_n \times P_n) + \sum_{n=14}^{28}(Q_n \times R_n) + \sum_{n=18}^{22}(S_n \times T_n) + \sum_{n=21}^{23}(U_n \times V_n) + \sum_{n=18}^{令3}(W_n \times X_n) + \sum_{n=20}^{令3}(Y_n \times Z_n) + \sum_{n=28}^{29}(AA_n \times AB_n) + \sum_{n=28}^{29}(AC_n \times AD_n) + \sum_{n=30}^{令3}(AE_n \times AF_n) + \sum_{n=30}^{令3}(AG_n \times AH_n) + AI_{令2} \times AJ_{令2} + AK \times 0.6 + AL + AM + AN \times 0.7 + AO \times 0.5 + AP \times 0.5 + AQ \times 0.3\end{array}}{893{,}000\text{円} \times A}$$

の各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度まで及び昭和 59 年度の各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

α　符号 B の額を第 17 条第 3 項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第 3 の 11(2)の A に定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該財政力係数が 100 以下のときは 1.000 とする。）

八　小学校費　学級数　算式

$$\frac{\begin{array}{l}B + C \times 0.7 + D \times 0.5 + E \times 0.5 + F \times 0.3 + \sum_{n=12}^{令2}(G_n \times H_n) + \sum_{n=15}^{令2}(I_n \times J_n) + \sum_{n=29}^{令2}(K_n \times L_n) + \sum_{n=13}^{28}(M_n \times N_n) \\ + \sum_{n=14}^{28}(O_n \times P_n) + \sum_{n=18}^{22}(Q_n \times R_n) + \sum_{n=21}^{23}(S_n \times T_n) + \sum_{n=18}^{令2}(U_n \times V_n) + \sum_{n=20}^{令2}(W_n \times X_n) + \sum_{n=28}^{29}(Y_n \times Z_n) + \sum_{n=28}^{29}(AA_n \times AB_n) + \sum_{n=30}^{令2}(AC_n \times AD_n) + \sum_{n=30}^{令2}(AE_n \times AF_n) + \sum_{n=令2}^{令2}(AG_n \times AH_n) + AI \times 0.6 + AJ + AK + AL \times 0.7 + AM \times 0.5 + AN \times 0.5 + AO \times 0.3 + \sum^{令2}(AP_n \times\end{array}}{912{,}000\text{円} \times A}$$